

令和4年度 大分市産農林水産物「中食・外食」等  
活用促進支援事業補助金  
よくあるご質問（Q&A）  
（R4）

令和4年4月  
大分市農政課

補助対象事業について

No.	質問	回答
1	イベント会場に出店する場合は対象になるか？	常設の店舗等での開催ではないため対象外です
2	ホテル内のレストランで開催するが場合は対象になるか？	宿泊者以外の方も利用できる場合は対象となり、宿泊者しか利用できない場合は対象外です。
3	催事期間中、全ての期間で「大分市産」を使用しなければならないのか。	そのとおりです。
4	推進品目と他市産の品目を組合せた催事は、対象になるか？	当該事業は、推進品目の活用の促進及びそれらの魅力の発信を目的としていることから対象外になります。
5	推進品目を使用したパンやケーキにかかる催事は対象になるか？	対象になります。
6	例えば、農業者団体が催事を企画し、それを店舗に委託する場合は、対象になるか？	農業者団体が主催者（または共催者）の場合は、対象になりますが、その場合、店舗への委託費の使途に制限（No. 20参照）がありますので、ご注意ください。
7	例えば、漁協が催事を企画し、それを店舗に協力依頼する場合、漁協でチラシ等を作成する経費は対象になるのか？	漁協が主催者（または共催者）の場合は、対象になります。
8	交付決定された申請内容に変更が出た場合はどうなるのか？	大小問わず変更がある場合は、事前に農政課にご相談ください。 軽微な変更（実施要領第6条）であれば、変更申請書の提出は不要ですが、それ以外の変更の場合は、変更申請書の提出が必要です。 なお、申請の内容と著しく変更（当初の目的、内容と大きく異なる）する場合は、交付決定を取り消す場合があります。
9	「常設の店舗等」とは？	仮設または臨時の店舗等、その他設置が恒常的でない店舗等を除いた店舗です。
10	会社（事業所）は大分市内にあるが、店舗が市外にある場合は対象になるか？	対象になります。また、会社（事業所）が大分市外にあり、店舗が、大分市内にある場合も同様です。

11	補助金交付決定前からの催事は対象になるか？	なりません。
12	年度を越える催事は補助対象になるか？	年度内の催事が補助対象になり、越えた分は対象外になります。なお、その場合、実績報告書を年度末までに提出する必要があります。(補助対象経費の支払い含む)

#### 補助対象者について

No.	質問	回答
12	2者での共催の場合は、それぞれで申請できるか？	共催の場合、申請できるのは、共催者のうちいずれか一者です。
13	「補助対象事業を主催者として実施する者」とはどのような者を想定しているのか？	店舗等は、飲食店舗、販売店舗（総菜、弁当、仕出し、テイクアウト、菓子、パン等）、旅館・ホテル、複数のテナント（総菜や弁当店等）が入る販売店、店舗等に委託または協力依頼する者としては、農林水産業者等で組織する団体（生産者部会）、農協、漁協、商工会議所等を想定しています。なお、これらはあくまでも一例のため、対象になるか否かは農政課までお問合せください。

#### 推進品目について

No.	質問	回答
14	大分市産を購入したいが、購入先を教えてください。	農政課にご相談ください。ただし、ご要望に応じられない場合があります。
15	推進品目の一次加工品（粉末、ペースト等）をメニューに使用するが、対象になるか？	対象になります。
16	産地証明は必要か？	必要ありませんが、使用する推進品目が「大分市産」（一部を除く。）であることを必ず確認してください。また、「大分市産農林水産物「中食・外食」等活用促進支援事業にかかる誓約書」において、大分市産を催事で活用することを誓約していただきます。

#### 補助対象経費について

No.	質問	回答
17	レンタルしたショーケースに申請したメニュー以外を置いてもよいか？	補助対象としたメニュー以外を置くことはできません。

18	広告する場合、催事以外の内容も掲載（放送）してよいか？	催事にかかる内容であれば対象になりますが、催事以外にかかる内容を掲載（放送）する場合は対象外になります。
19	既製ののぼり旗の購入は補助対象になるか？	既製品は消耗品となるため、対象にはなりません。
20	自身は主催者だが、催事を自身が経営していない店舗へ催事を委託する場合、その委託費の使途に制限があるか？	あります。 催事を委託する場合の委託費は、補助対象経費（要綱別表）に掲げる補助対象経費に相当する内容のものに限ります。 例えば、委託費の内訳に消耗品費がある場合は、その経費分は補助対象外になります。 なお、実績報告時は、委託費の内訳書及び委託者の補助対象経費にかかる領収書（写し）を提出してください。
21	店名だけを記載した販促物は対象になるか？	販促物に催事名が入る等、当該催事に直接的にかかるもののみ対象になり、汎用的に使用できるものは対象になりません。

#### 書類について

No.	質問	回答
22	審査はあるか？	あります。 提出していただいた書類を、審査基準に基づき審査を行いますので、事業計画書等に、実施する内容を詳しく記入してください。
23	補助金交付決定はいつごろになるか？	募集締切後、審査を経て2～3週間後を予定しています。
24	実績報告時に添付する書類はどのようなものか？	領収書（写し）、写真（催事の様子、メニュー等）、補助対象経費にかかる成果物（（例）チラシ、のぼり、広告（写し）、レンタルした機材の写真等）です。 【補助対象経費】 ・リースまたはレンタル費⇒機材等の写真 ・広報費⇒紙（誌）面広告は、写しまたは印刷（インターネット広告）したもの、SNS広告は、投稿及び課金実績がわかるもの、放送の場合は、原稿等 ・委託費⇒印刷物（チラシ、ポスター等）、販促資材の写真（作成した全てを1枚に写すこと）、成分分析等の結果報告書等

#### その他について

No.	質問	回答
25	第1期募集で交付決定（事業採択）されたが、第2期	可能ですが、第1期募集の申請と同様の内容で申請することはできません。

	募集に申請することはできるか？	
26	採択（交付決定）された催事は、市でもPRしてくれるのか？	各種発信ツール（ホームページ、SNS等）で発信します。
27	補助金を事業実施中に請求（概算請求）することは可能か？	できません。実績報告書が提出され、確定通知後に請求していただきます。